

平成 24 年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成 25 年 3 月

島根県監査委員

監 第 1 8 6 号

平成25年3月12日

島根県議会議長
島根県知事
様

島根県監査委員 田中八洲男

島根県監査委員 石原真一

島根県監査委員 法正良一

島根県監査委員 後藤勇

平成24年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成25年9月末日までにしてください。

目 次

第1 監査の概要	1
1 財政的援助団体等監査の趣旨	1
2 監査対象団体及び実施団体	1
3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第2 監査の結果	7
I 監査結果（総括）	7
1 指摘事項	7
2 指導事項及び指示事項	7
3 意見	8
II 監査結果（個別）	10
1 (公財)しまね産業振興財団	10
2 一畑電車株式会社	15
3 (公財)島根県環境管理センター	17
4 島根県中小企業団体中央会	20
5 浜田商工会議所	21
6 大田商工会議所	22
7 平田商工会議所	23
8 島根県商工会連合会	24
9 斐川町商工会	26
10 東出雲町商工会	27
11 桜江町商工会	28
12 (社)島根県トラック協会	29
13 (社)島根県旅客自動車協会	30
14 島根県歯科技術専門学校	31
15 島根県信用保証協会	33

16	(社)島根県野菜価格安定基金協会	34
17	(社福)やくも福祉会	35
18	(社福)きづき会	36
19	(財)島根県市町村振興協会	37
20	(公社)島根県水産振興協会	38
21	浜田港振興会	39
22	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	41
23	(公財)島根県障害者スポーツ協会	42
24	(公財)ホシザキグリーン財団	44
25	特定非営利活動法人国際交流フラワー21	46

第1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第199条第7項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えていたる団体、県が資本金、基本金等を出資している団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1)地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えていたるものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設。学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金、交付金、負担金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び1千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している団体

ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証または信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成23年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付	損失補償			
社団法人（注3）	7	7	1	1	2		
財団法人（注3）	16	5	1	1	10		6
公益財団法人	7	5	2	2	7		2
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	16	16					
農林水産組合	3	1	2				
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11	1	1		3		7
その他の	21	15	2	1	4	1	3
合計（注4）	111	80	9	5	26	1	18

（注3）社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度において特例民法法人として存続しているものをいう。

（注4）1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成24年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした財政的援助等の内容
1	(公財)しまね産業振興財団	産業振興課	補助金・出資・指定管理
		中小企業課	補助金・貸付金・損失補償
2	一畑電車株式会社	交通対策課 都市計画課	補助金 貸付金
3	(公財)島根県環境管理センター	廃棄物対策課	補助金・出資・損失補償
4	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金
5	浜田商工会議所	中小企業課	補助金
6	大田商工会議所	中小企業課	補助金
7	平田商工会議所	中小企業課	補助金
8	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金
9	斐川町商工会	中小企業課	補助金
10	東出雲町商工会	中小企業課	補助金
11	桜江町商工会	中小企業課	補助金
12	(社)島根県トラック協会	交通対策課	補助金
13	(社)島根県旅客自動車協会	交通対策課	補助金
14	島根県歯科技術専門学校	医療政策課	補助金
15	島根県信用保証協会	中小企業課	補助金・損失補償
16	(社)島根県野菜価格安定基金協会	農畜産振興課	補助金・負担金
17	(社福)やくも福祉会	地域福祉課	補助金
18	(社福)きづき会	地域福祉課	補助金
19	(財)島根県市町村振興協会	市町村課	交付金
20	(公社)島根県水産振興協会	水産課	交付金
21	浜田港振興会	しまねブランド推進課	負担金
22	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
23	(公財)島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
24	(公財)ホシザキグリーン財団	水産課	指定管理
25	特定非営利活動法人国際交流フラワー21	農畜産振興課	指定管理

なお、今回、監査を実施した指定管理施設は、次のとおりである。

	施設名	指定管理者名	年度	利用者数	指定管理料(千円)	利用料金制
1	花ふれあい公園 (しまね花の郷)	特定非営利活動法人 国際交流フラワー21	H23	62,709	78,000	○
2	宍道湖自然館（ゴビウス）	公益財団法人 ホシザキグリーン財団	H23	105,527	108,473	○
3	産業高度化支援センター (テクノアークしまね)	公益財団法人 しまね産業振興財団	H23	11,252	240,594	

※ 利用料金制とは、公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を収入させ、施設を運営する制度である。

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については実地監査を行い、監査実施団体の所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成23年度を対象とし、必要に応じ平成22年度及び平成24年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、ま

た、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

	監査実施団体	監査実施年月日
1	(公財)しまね産業振興財団	平成24年11月14日
2	一畑電車株式会社	平成24年11月13日
3	(公財)島根県環境管理センター	平成24年11月2日
4	島根県中小企業団体中央会	平成24年10月31日
5	浜田商工会議所	平成24年11月2日
6	大田商工会議所	平成24年11月6日
7	平田商工会議所	平成24年10月31日
8	島根県商工会連合会	平成24年11月13日
9	斐川町商工会	平成24年10月31日
10	東出雲町商工会	平成24年11月6日
11	桜江町商工会	平成24年11月7日
12	(社)島根県トラック協会	平成24年11月6日
13	(社)島根県旅客自動車協会	平成24年11月7日
14	島根県歯科技術専門学校	平成24年11月7日
15	島根県信用保証協会	平成24年10月31日
16	(社)島根県野菜価格安定基金協会	平成24年11月2日
17	(社福)やくも福祉会	平成24年11月14日
18	(社福)きづき会	平成24年11月13日
19	(財)島根県市町村振興協会	平成24年11月12日
20	(公社)島根県水産振興協会	平成24年11月12日
21	浜田港振興会	平成24年11月2日
22	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	平成24年10月31日
23	(公財)島根県障害者スポーツ協会	平成24年11月13日
24	(公財)ホシザキグリーン財団	平成24年10月31日
25	特定非営利活動法人国際交流フラー21	平成24年11月6日

所管課については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 田 中 八洲男

監査委員 石 原 真 一

監査委員 法 正 良 一

監査委員 山 川 博 司

なお、地方自治法第199条の2の規定により、山川博司監査委員は、一畑電車株式会社、島根県歯科技術専門学校、(社)島根県野菜価格安定基金協会及び島根県信用保証協会について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正又は改善を要するものとして指摘する事項が1件、是正を求めて指導、指示する事項が6件あったほかは、概ね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じて申し述べる意見は2件である。

監査結果及び意見については、県報登載により公表するとともに、各監査実施団体及び所管課あて文書により通知する。

1 指摘事項

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

補助対象人件費の取扱いについて【産業振興課】

公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。

については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。

2 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

(1) 指導事項（団体）（3件）

- ア 会計規程に規定されているにもかかわらず出納責任者、出納担当者の任命がされていないもの
- イ 契約書に契約日、契約期間が記入されていなかったもの
- ウ 補助金交付申請等で、決裁権者の押印がなかったもの

(2) 指示事項（所管課）（3件）

- ア 公の施設の指定管理に係る基本協定書が変更されていないもの
- イ 公の施設の指定管理に係る施設使用料の専用口座が設けられていないもの
- ウ 公の施設の指定管理に係る基本協定書で管理物品を提示していないもの

3 意見

監査全般を通じて申し述べる意見は、次の2件である。

(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について【人事課、所管課】

公の施設の指定管理の状況については、平成23年度の監査において重点監査項目として監査を実施し、再委託等に係る承認手続きの明確化や貸付物品の適切な管理等について所管課に対し意見として述べたところである。

これを受けて指定管理者制度を所管する人事課においては、第三者への再委託等について標準協定書を改正し、平成24年3月末に全所管課に通知が行われたところであり、平成23年度に監査を実施した所管課からは、改善の取組について既に実施した、あるいは今後実施するという報告を受けたところである。

また、貸付物品等の適切な管理等については、監査を実施した所管課から同様の報告を受けたところである。

しかしながら、今回の監査においても、人事課から通知がなされたにもかかわらず、第三者への再委託や新たに設けられた暴力団等の排除に係る規定について基本協定書が変更されていない事例が見受けられた。さらには所管課が指定管理者に対し基本協定書で管理物品を提示していない事例、施設の使用料収入の専用口座を設けていない事例など、従来から基本協定書で規定されているにもかかわらず適正に行われていない事例が見受けられたところである。

ついては、いま一度、平成23年度に申し述べた意見について、既に改善を実施したとの報告があったところを除く全ての所管課において点検を行われたい。

また、人事課においては、公の施設の適正かつ円滑な管理を行うため、全ての所管課において基本協定の変更などの手続が行われているかどうか点検を行われたい。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について

【人事課、所管課】

本県の公の施設においては、指定管理者制度を導入する以前から、施策のPRや福祉的な視点から児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間などの期間中に施設の無料開放を行ってきた。

指定管理者制度導入後は、指定管理者において、指定管理料の算定において設定された収入目標額を達成するため、種々の工夫により入館者数の増や収入増を図る方策を実施する一方、県から無料開放の依頼を受けて施設を無料開放し、県の施策に協力しているところである。

また、子育て応援パスポート（こっころカード）の提示による利用料金の減額を実施している施設も見られ、指定管理者においては、こうした無料開放や利用料金の減額の状況を把握し、利用料金収入に占める割合や影響を計りながら施設の管理・運営を行っているところである。

しかしながら、児童福祉週間等を所管する各課においては、県の施策に協力して実施されている施設の無料開放の状況について、自発的に報告している指定管理者があるにもかかわらず、とりまとめは行われていない（青少年家庭課においては、平成24年度の児童福祉週間の実施状況についてはとりまとめを行っている。）。

については、指定管理施設において県の施策に協力して実施されている無料開放について、各施策の所管課において成果をとりまとめ、その内容や効果が目的にそったものとなっているかどうかを検証されたい。

また、指定管理者においては、この無料開放等による収入減に対し補填を求めるところもあり、施設の所管課及び指定管理者制度を所管する人事課において、無料開放等による入館者数の増や収入全体に対する影響などについて調査し、必要な対応を検討されたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 中小企業課
---	-----	---------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資している。

出資金額 146,196千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業実施状況

ア 事業内容

- ① 県内企業の経営力・生産力の強化、新たな分野への進出など企業の競争力を強化支援する事業
- ② 県内企業の技術力向上を支援する事業
- ③ 県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大の支援に関する事業
- ④ 県内情報産業の競争力強化支援に関する事業
- ⑤ 産業支援施設及び設備の維持管理に関する事業

イ 事業費

公益目的事業会計事業費 1,488,076千円

収益事業等会計事業費 246,444千円

法人会計管理費 83,109千円

(2) 補助金

ア 補助金名 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 329,034千円

イ 補助金名 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 232,500千円

ウ 補助金名 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

① 内容

団体が行う小規模企業者等設備貸与事業の割賦損料が市中金利より著しく高率にならないよう維持するため、貸倒引当金の積み立てに必要な費用の一部を補助する。

② 補助金額 13,717千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の中規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	572,921千円
平成23年度貸付額	175,000千円
平成23年度返済額	183,481千円
平成23年度末残高	564,440千円

イ 貸付金名 小規模企業者等設備資金貸付金

① 内容

従業員数20名以下の中規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備資金貸付事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	212,828千円
平成23年度貸付額	0千円
平成23年度返済額	118,920千円
平成23年度末残高	93,908千円

ウ 貸付金名 島根県県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300名以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成22年度末残高	476,798千円
平成23年度貸付額	165,000千円
平成23年度返済額	269,043千円
平成23年度末残高	372,755千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備資金貸付事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備資金貸付事業に関して、団体の受ける設備資金代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 8,618千円

イ 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 554,095千円

ウ 島根県県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成23年度末損失補償債務残高 367,593千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 産業高度化支援センター

(テクノアークしまね) (所在地 松江市)

イ 指定管理業務の内容

- ① 島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ② 島根県立産業高度化支援センター及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

ウ 指定期間 平成22年度～平成26年度
エ 指定管理料 240,594千円（平成23年度）

3 監査の結果

（1）団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おむね適正に執行されているものと認めた。

（2）所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

補助対象人件費の取扱いについて

公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。

については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。

イ 意見

指定管理業務における入居機関の経費負担について

指定管理業務における光熱水費について、入居機関である産業技術センター及びしまね産業振興財団の使用分は、指定管理者が指定管理料により一括して支払う取扱いとなっている。

平成23年度の光熱水費は8,688万円余で、うち電気使用量は産業技術センター一分が施設全体の約6割を占めている。近年は各種試験・研究等の設備機器を備える同センターの電気使用量が増加傾向にあり、指定管理者が負担する光熱水費は当初計画額と比べ541万円余増加している。このように入居機関の使用割合が大きく、さらに使用量の変動要素も大きい光熱水費について、指定期間中固定された指定管理料から負担することは適当ではないと考えられる。

については、各入居機関の光熱水費について、適切な経費負担が行われるよう、個メーターの設置や共有部分における按分方法の設定などにより、実費精算方式を適用することについて検討されたい。

(3) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

2	団体名	一畠電車株式会社	所管課	交通対策課 都市計画課
---	-----	----------	-----	----------------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 明治45年4月6日
(一畠電気鉄道株式会社から平成18年4月1日分社)
- (2) 設立目的 出雲今市～一畠間の軽便鉄道敷設のため設立され、大正3年に一畠軽便鉄道(後のー畠電気鉄道株式会社)として運行を開始した。
- (3) 主な事業内容 鉄道事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 補助金
- ア 補助金名 一畠電車安全輸送設備等整備事業費補助金
- ① 内容 一畠電車の路線維持のため、道床交換や信号保安設備等の更新など国の補助事業として採択された事業について、国の補助する額を除いた経費の1/2以内の額を補助する。
- ② 補助金額 71,817千円
- イ 補助金名 一畠電車基盤設備維持費補助金
- ① 内容 一畠電車の路線維持のため、線路、電路及び車両の維持修繕費のうち国の補助事業の対象とならない維持修繕費について、その1/2以内で予算で定める範囲内の額を補助する。
- ② 補助金額 169,765千円
- (2) 貸付金
- ア 貸付金名 連続立体交差事業資金貸付金
- イ 内容 出雲市駅付近連続立体交差事業の実施に伴い、事業の促進と円滑な施行を図るため、県と出雲市が一畠電車に対し、鉄道事業者負担金及び鉄道用地取得資金をそれぞれ1/2ずつ無利子融資した。
- 貸付金額 128,848千円 (平成6年度ほか)

据置期間 平成 6 年度から平成 12 年度まで

償還期間 平成 13 年度から 30 年間

平成 22 年度末残高	103,079 千円
平成 23 年度貸付額	0 千円
平成 23 年度返済額	2,577 千円
平成 23 年度末残高	100,502 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

一畠電車の利用促進について

一畠電車への支援は、昭和 48 年度に県をはじめ沿線自治体からなる一畠電車沿線地域対策協議会が設立されて以来、赤字補填による助成が行われてきた。平成 18 年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、県及び沿線自治体が鉄道施設の整備に要する費用について補助してきた。さらに平成 23 年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資を行うこととした。

一方、一畠電車においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などによって利用促進に取り組み、収入増を図っているところである。

しかしながら、モータリゼーションの進行と少子高齢化した沿線地域の状況から、通勤・通学の利用客数は現状維持の状況が続き、大幅な収入増は望めないところであり、今後、収入を確保するためには、観光客等の一層の利用促進を図る必要がある。

については、関係機関等と連携しながら、より魅力的な企画きっぷの販売など利用者増の取り組みを進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

3	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

(2) 設立目的

産業廃棄物の最終処分場を建設し、産業廃棄物の処理に関する事業を行うこと等により、良好な環境を保持し、もって県民の健康な生活に寄与する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、基本財産を出資する。

出資金額 70,000千円（県出資比率：31.2%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業実施状況

ア 事業内容

産業廃棄物最終処分場の管理運営を行う。

イ 事業費

事業活動支出決算額 298,673千円

(2) 補助金

ア 補助金名 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

イ 内容

団体が処分場（管理型第1期・安定型）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

ウ 補助金額 187,374千円

(3) 損失補償

ア 内容

団体が処分場（管理型第1期・安定型）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 平成23年度末損失補償債務残高 3,499,461千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

第3期管理型処分場整備に向けた支援について

島根県環境管理センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいいずも」は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であるが、民間だけでは多額の投資資金の確保や用地の確保、地元合意を得ることが困難であることから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。

施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、島根県環境管理センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いているところである。

第1期・第2期管理型処分場の残容量は、平成23年度末に約23万m³で、これまでの年平均4.5万m³（5.7万t）の搬入では数年後に満杯となるため、島根県環境管理センターでは平成28年度供用開始を目指し第3期管理型処分場の整備に向け取り組んでいるところである。

しかしながら、第3期管理型処分場整備には新たに多額の資金が必要であり、また、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となっている。

島根県環境管理センターの経営状況を見ると、平成23年度末の長期借入金償還残高は32億円余で、これに対し18億円余の県費補助が予定されており、差引14億円余及び利息分を自己資金により確保しなければならない。一方、団体においては、企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることや、料金値上げは検討されているものの新たな施設整備の財源を料金収入だけで賄うことは厳しいという見通しである。

については、産業廃棄物最終処分場の必要性や安全性が広く理解されるよう

県民への啓発に努めるとともに、第3期管理型処分場整備に向け、団体の経営見通しを踏まえた必要な支援を検討されたい。

(参考) 最終処分場施設等の概要

区分	管理型第1期・安定型	管理型第2期
供用開始	平成14年4月6日	平成19年11月23日
事業費 (財源)	6,122百万円余 (長期借入金※)	1,050百万円余 (国県補助金・自己財源)
埋立容量	管理型： 27.7万m ³ 安定型： 116.4万m ³	管理型： 51.5万m ³
管理型合計：		79.2万m ³

※ 第1期処分場については、国の基準見直しや災害等のため当初計画の約2倍に当たる61億円余の長期借入金を抱えての運用開始となり、団体の運営規模を超えた大きな負担となったことから、長期借入金の償還に対して県費助成が行われている。

4	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

イ 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 107, 684千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

5	団体名	浜田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和21年11月18日
 (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 38,889千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 4,884千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

6	団体名	大田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年6月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 31,777千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 4,600千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団体名	平田商工会議所	所管課	中小企業課
---	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和23年9月4日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 34,920千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

8	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年10月24日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 143,899千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

① 内容

知事が地域中小企業支援センターと認めた商工会議所等が、中小企業者等を対象に行う経営改善アドバイザー派遣事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 30,728千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について

平成19年度以降、島根県商工会連合会では会計規程等の見直しが行われ、これを踏まえ、事務処理の明確化と厳正化について各商工会に対して指導されてきたところである。

しかしながら、送金処理に係る内部牽制について、「指定職員は、証拠書類の支出伺への編綴、糊付け及び押印の状況を確認し、送金処理が適正に行われたかについて検認する」こととし、チェック欄を設けた「支出伺兼支出伝票」様式が各商工会に示されたにもかかわらず、商工会においては、その趣旨が十分に理解されず、このチェック欄の使用がなされていないものがみられた。

また、契約事務について、契約事務取扱要領に定める伺様式を使用せずに執行されているものがあった。

については、要領に定める伺様式を適用する基準（金額の規定等）を設けるなどによりその取扱を明確にするとともに、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱の徹底を図られたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

9	団体名	斐川町商工会	所管課	中小企業課
---	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和 36 年 5 月 12 日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 37,922 千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	東出雲町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年12月8日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 27,016千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

11	団体名	桜江町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

ウ 補助金額 15,723千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

12	団体名	(社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(社)島根県トラック協会が実施する次のような事業について補助金を交付している。

- ① 交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー、アルコール検知器等導入助成、ドライバー再教育研修会の実施等）
- ② 貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロール等）
- ③ 環境対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会開催等）
- ④ 緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送、防災訓練参加）
- ⑤ 中小企業等対策（事業者研修会、近代化基金融資制度等）
- ⑥ 全日本トラック協会への出捐

ウ 補助金額 110,405千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

13	団体名	(社)島根県旅客自動車協会	所管課	交通対策課
----	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和51年7月17日

(2) 設立目的

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般常用旅客自動車運送事業並びに特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(社)島根県旅客自動車協会が実施する次のような事業について補助金を交付している。

- ① バス停留所・待合所の整備
- ② バス停留所標識の設置・取替
- ③ バス乗り場誘導看板設置
- ④ 輸送サービスの改善(高速バス用枕カバー制作、高速バス時刻表制作、貸切バス用紙コップ・ウエットティッシュ制作等)
- ⑤ 事故防止対策(ドライブレコーダー導入助成、シートベルト着用シール制作等)
- ⑥ (社)日本バス協会への出捐金

ウ 補助金額 11,292千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14	団体名	島根県歯科技術専門学校	所管課	医療政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期

昭和52年12月23日

(2) 目的

歯科衛生士及び歯科技工士になろうとする者に必要な知識を授け、その特性を涵養する。

(3) その他

設置者は、社団法人島根県歯科医師会である。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金等

ア 補助金名 島根県歯科技術専門学校運営費補助金

イ 内容

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図るため、歯科技工士養成所運営事業及び歯科衛生士養成所運営事業に係る経費を補助する。

ウ 補助金額 27,043千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について

歯科衛生士科については、近年、入学生が定員割れになっており、設置主体である島根県歯科医師会の負担額が増加している。また、県西部では求職

者数を上回る求人数があるにもかかわらず、県西部からの入学生は極めて少ない状況にあり、高齢化の進展に伴う口腔ケア需要に対応するためにも、今後、人材確保が困難になることが懸念されている。

また、島根県歯科技術専門学校運営費補助金交付要綱について、平成17年に歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う改正がなされておらず、補助基準額や補助対象経費が不明確な状況があるので、実態に即した交付要綱を整備する必要がある。

については、交付要綱の整備を行うとともに、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保が図られるよう学校への支援のあり方についても検討されたい。

15	団体名	島根県信用保証協会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 昭和24年10月15日
- (2) 設立目的 中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。
- (3) 県の出資状況 中小企業者に対し安定的に信用供与を行うための財務基盤強化のため、基本財産を出資している。
なお、出資団体については、県出資比率が4分の1以上の団体を監査対象としていることから監査対象外とした。
- 出資金額 4,612,523千円（県出資比率24.9%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 補助金
 ア 補助金名 島根県信用保証協会保証料補給金
 イ 内容 県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。
 ウ 補助金額 23,733千円
- (2) 損失補償
 ア 内容 県制度融資について、貸付先企業が償還できなくなった場合に信用保証協会が貸付先企業に代わって代位弁済した金額から日本政策金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の一部を県が信用保証協会に対して損失補償することにより、中小企業の円滑な資金調達を行う。
 イ 平成23年度末損失補償債務残高 31,024,804千円

3 監査の結果

- (1) 団体
 ア 改善等を要する事項
 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。
- (2) 所管課
 ア 改善等を要する事項
 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

16	団体名	(社)島根県野菜価格安定基金協会	所管課	農畜産振興課
----	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年7月13日

(2) 設立目的

野菜価格安定基金を造成し、野菜の価格に著しい低落があったときその損失を補償することにより、野菜産地の強化、農家の生産意欲の向上、経営安定及び消費者への野菜の安定した供給を図る。

(3) 県の出資状況

団体の安定的な運営を確保するため、基本財産を出資している。

なお、出資団体については、県出資比率が4分の1以上の団体を監査対象としていることから監査対象外とした。

出資金額 55,000千円 (県出資比率15.1%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 野菜経営安定支援事業補助金

イ 内容

野菜産地の育成・強化及び消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格が著しく低落した際に生産者に補償金を交付する野菜価格安定事業に要する経費に充てる資金を造成するために補助金を交付する。

ウ 補助金額 8,585千円

(2) 負担金

ア 負担金名 運営費賦課金

イ 内容

団体運営のため、出資会員である県、農協連、農協及び特別会員である市町が出資金割合、野菜価格安定支援事業費負担割合に応じて賦課金を負担する。

ウ 負担金額 1,608千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団体名	(社福) やくも福祉会	所管課	地域福祉課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年7月21日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームやくも光陽の里の設置経営）及び第二種社会福祉事業（日吉老人デイサービスセンターの設置経営ほか）を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

平成8年度特別養護老人ホーム「やくも光陽の里」の新築に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から受けた融資に対し、その償還元金及び利子の一部（元金について国庫補助基準額の40%以内）を助成する。

ウ 補助金額 11,338千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団体名	(社福)きづき会	所管課	地域福祉課
----	-----	----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年6月12日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営）及び第二種社会福祉事業（老人デイサービス事業の経営ほか）を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 補助金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

平成4年度特別養護老人ホーム「いなさ園」の新築、平成12年度同「いなさ園」の増築及び平成17年度特別養護老人ホーム「みせんの里」の新築に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から受けた融資に対し、その償還元金及び利子の一部（元金について国庫補助基準額の40%以内ほか）を助成する。

ウ 補助金額 10,747千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団体名	(財)島根県市町村振興協会	所管課	市町村課
----	-----	---------------	-----	------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月1日

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

県が交付する市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ）に係る収益金をもって、次の事業の財源に充てる。

① 貸付事業

災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等に必要な資金を融資する。

② 市町村交付金交付事業

国際化の推進に係る事業、高齢化・少子化に対応する事業、芸術・文化的振興に係る事業等総務省令に定める事業の財源とするため、各市町村に交付金を配分する。

③ 市町村職員研修助成事業

自治研修所委託費の補助ほか

④ 市町村振興事業

市町村振興センター大規模改修費の助成ほか

⑤ その他事業

宝くじ広報宣伝事業ほか

ウ 交付金額 521,058千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団体名	(公社) 島根県水産振興協会	所管課	水産課
----	-----	----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年10月6日

(2) 設立目的

水産物の安定供給及び水産資源の増殖を図るため、栽培漁業の推進、漁場環境の保全等に関する事業を行い、もって島根県における水産業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 交付金名 県単強い水産業づくり交付金

イ 事業内容

島根県水産振興協会が県内6地域において実施する、マダイ・ヒラメの中間育成・放流活動、栽培漁業の普及啓発活動及び中間育成施設の管理運営等に対して支援している。

① 栽培漁業の推進（助成率 1/2以内）

モニタリング等の実施（放流魚の体長測定・漁獲データ収集等）

PR事業の実施（マダイ・ヒラメ体験放流等）

② 栽培漁業の種苗育成・漁場管理（助成率 1/3以内）

種苗購入、種苗運搬、種苗育成管理

ウ 交付金額 11,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

21	団体名	浜田港振興会	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	--------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成6年2月22日

(2) 設立目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾諸施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

(3) その他

構成員は、島根県、浜田市、経済団体、浜田港を利用する民間企業等73団体であり、事務局長以下4名の専従職員と国際物流アドバイザー（嘱託職員）を配置し、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大等、浜田港の利活用促進に取り組んでいる。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 負担金名 浜田港振興会負担金

イ 内容

浜田港の利活用促進を図るため、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大に取組む浜田港振興会の運営に係る経費を負担する。

ウ 負担金額 29,814千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

浜田港の一層の利用促進について

浜田港は、平成22年に国の重点港湾の指定を受け、さらに平成23年には原木機能で日本海側拠点港に選定されるなど、国際貿易拠点として位置づけられている。

また、平成13年から韓国釜山との国際定期コンテナ航路が開設され、平成20年に不定期就航したロシアウラジオストク間のRORO船航路の定期航路化が実現した。

こうした中、港湾機能の強化については、平成24年度には福井埠頭に一部定温機能を備えた倉庫が完成し、また、山陰道から浜田港直結の臨港道路の建設に着手されるなど、貨物取扱量の増加に向けた港湾整備事業が促進されつつある。

これまでも、浜田港振興会を中心に取扱貨物量の増大を図るために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開してきたところである。

については、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、ポートセールス活動の強化に努められたい。

22	団体名	(公財)島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	--------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林が有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円、合計20億円出資した。

長引く低金利のため当初計画していた運用益が得られないため、平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩している。

出資金額 1,528,272千円（県出資比率：88.4%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 事業概要

ア 事業内容

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等を対象に人材育成、労働安全管理、雇用改善に係る各種助成事業が実施されている。

事業は、基本財産の運用益と基本財産を取り崩して造成された運用財産により行われている。

イ 事業費 65,438千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
----	-----	------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 県の出資状況

昭和55年から昭和58年にかけて、前身の(財)島根県身体障害者スポーツ協会に置かれた身体障害者スポーツ振興基金に補助金1億円を支出した。この基金は昭和62年に基本財産に繰り入れられたため、この1億円は出資金として整理されている。

また、平成12年3月の(財)島根県障害者スポーツ協会設立に際し、団体の活動基盤の充実強化を図るため、基本財産として1億円出資した。

出資金額 200,000千円 (県出資比率: 78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 団体の事業概要

ア 事業内容

ユニバーサルスポーツの普及や加盟団体の活動を支援するとともに、障がい者スポーツ指導員の養成、障がい者アスリートコーチの養成、ボランティアの確保などの事業を行っている。

イ 事業費 3,531千円 (うち基本財産運用益2,830千円)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について

島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、基本財産の運用益と賛助会員の会費により障がい者スポーツの普及活動や加盟団体の活動支援、障がい者アスリートコーチの養成などの事業（平成23年度事業費3,531千円）を実施している。

また、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や選手の強化育成、島根県障がい者スポーツ大会の開催などの事業（平成23年度事業費32,297千円）を、県の委託を受けて実施している。

こうした中で、本県選手についてはパラリンピックや全国障害者スポーツ大会などの大会で活躍が見られるところであるが、限られた事業費の中での助成となっているため、助成額の増額を求める声も聞かれるところである。

競技スポーツでの障がい者アスリートの活躍は、県内の障がい者に感動を与える、夢と希望を持たせるものであり、今後、障がい者の自立と社会参加を一層促進していくためにも、地域における障がい者スポーツの普及、振興が望まれるところである。

については、島根県障害者スポーツ協会の基本財産の一部には、身体障がい者スポーツの振興を目的として、県及び市町村の補助金や民間資金により造成された基金が含まれていることを踏まえ、障がい者スポーツの普及、振興のため、基本財産の活用についても検討されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

24	団体名	(公財) ホシザキグリーン財団	所管課	水産課
----	-----	-----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成 2 年 5 月 30 日

(2) 設立目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然環境の保全に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 宍道湖自然館（ゴビウス）（所在地 出雲市）

イ 指定管理業務の内容

① 宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関連するものの展示、調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供に関する業務

③ 観覧料に関する業務

ウ 指定期間 平成 22 年度～平成 26 年度

エ 指定管理料 108,473 千円（平成 23 年度）

オ 観覧料収入 21,923 千円（平成 23 年度）

カ 入館者数 105,527 人（平成 23 年度）

キ その他

平成 23 年度の入館者のうち有料入館者は 57,637 人であった。そのうち各種割引制度を利用した割引入館者は 24,918 人で、割引入館者の約 6 割が子育て応援パスポート（こっころカード）を利用している。

また、児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間の期間中やしまね家庭の日（毎月第 3 日曜日）には、対象者への施設の無料開放を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 意見

施設設備の修繕について

宍道湖自然館の入館者数は、開館直後の平成13年度は年間20万人であったが、ここ数年は年間約10万人程度で推移している。指定管理者において宍道湖自然館の魅力を積極的に情報発信し、来館を促す努力がなされているが、目標としている12万人に達しない状況である。

展示設備の中には耐用年限が到来し、故障中のものがあるなど、開館以来、計画的な修繕が十分に行われておらず、今後、継続した展示ができなくなる恐れも生じている。また、子ども連れの来館者や高齢者からは、館内の休憩場所や飲食可能な場所が手狭なことから、スペース拡充の要望が寄せられているところである。

については、開館から10年が経過し、これまでのような現行機能を維持するための緊急的な修繕ではなく、入館者数の増加を図るために必要な施設設備の修繕、改良について早急に検討されたい。

25	団体名	特定非営利活動法人 国際交流フラワー21	所管課	農畜産振興課
----	-----	-------------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年7月4日

(2) 設立目的

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 施設の名称 花ふれあい公園（しまね花の郷）（所在地 出雲市）

イ 指定管理業務の内容

- ① 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 花きに親しむ機会の提供に関する業務
- ③ 公園の利用の促進に関する業務
- ④ 観覧料の徴収に関する業務

ウ 指定期間 平成19年度～平成23年度

エ 指定管理料 78,000千円（平成23年度）

オ 観覧料収入 9,431千円（平成23年度）

カ 入園者数 62,709人（平成23年度）

キ その他

児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間の期間中やしまね家庭の日（毎月第3日曜日）には、対象者への施設の無料開放を実施している。子育て応援パスポート（こっころカード）による割引も行っている。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

平成24年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成25年3月発行

島根県監査委員

〒 690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22 - 6651

FAX (0852) 22 - 6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa @ pref.shimane.lg.jp